

長野県林業総合センター 物品貸付の条件

- (1) 貸付物品の借り入れと返還に要する一切の費用及び借受期間中の維持管理経費は、借受人が負担するものとする。
- (2) 借受人は、借り受けた物品を転貸してはならない。
- (3) 借受人は、借り受けた物品を借受申請書に記載した目的以外に使用してはならない。
- (4) 借受人は、借り受けた物品を貸付期間満了の日までに指定した場所に返納しなければならない。
- (5) 借受人は、借り受けた物品の使用・保管については、所長の指示に従い、善良かつ細心の注意をもって管理しなければならない。
- (6) 借受人は、借り受けた物品を滅失又は毀損したときは、直ちにその程度と理由を所長に報告し、指示を受けなければならない。
- (7) 借受人は、注意義務を怠る等、借受人の責に帰すると認められる事由により物品に損害を生じさせた場合は、速やかに原状回復又は損害賠償に努め、その費用を負担すること。
- (8) 借受物品使用中の事故等の一切の責任は、借受人が負うものとする。